

令和最初の



ゴールデンウィーク明けに書面を作成した際、書面の作成日付を「令和元年5月〇日」と記載することについて、新鮮さと多少の違和感を感じていましたが、徐々に慣れてきました。

まだ、「平成」と書くクセが抜けきらず、「平成31年5月〇日」と記載したままプリントアウトしてしまうこともあります。実際に書面を送る前までにはミスに気づき、なんとか修正できています。

もう少ししたら、もっと令和に馴染んでくると思います。

なお、令和最初にもらった判決は勝訴判決でした。縁起がよいですし、無事に結果を残すことができホッとしています。

新元号でもよろしくお祈りします。

判決の言い渡し

民事事件の判決言い渡し期日には出頭する必要がありません。

もちろん出頭して判決内容を聞いてもよいのですが、出頭しなくても後で電話すれば教えてくれます。

ということで、判決言い渡しの際、法廷には誰も居ないことがほとんどですが、裁判官は、そのような場合でも判決の読み上げをしなくてはならないことになっています。

不当解雇

今月もらった判決は不当解雇に関するものでした。

私は労働者側の代理人をしており、会社に対して解雇の不当を主張する側でした。

会社が従業員を解雇する場合、まず、就業規則に解雇事由が定められていなければなりません。また、たとえ従業員の行為や態度が解雇事由に該当するとしても、会社は自由に従業員を解雇することができません。会社は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、労働者を解雇することができず、そのような解雇は解雇権の濫用として無効となるのです。

会社としては、無能であったり、会社の秩序を害するような従業員を辞めさせたいと思うでしょうが、裁判実務上は、解雇が認められる範囲は想像以上に狭いです。ですので、解雇は慎重をお願いします。逆に、残念ながら解雇されてしまった従業員の方は、もしかしたら争う余地があるかもしれないので早めに相談にきてほしいです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設